

真珠養殖において漁業協同組合等が徴収する

負担金等についての指針（案）

平成 29 年 3 月〇日

水 産 庁

1 指針の趣旨

水面は、土地と異なり、一定の範囲に多種多様な漁業を包摂し、立体的、重複的に利用されている。養殖業については、特定の漁場において、生簀を設置するなどの性質上、第三者の水面利用を制限する必要があるため、新規に養殖業に参入する際には、周辺で漁業を営む者等の水面利用者一人一人との調整が必ず必要となってくる。ただし、実態としては、地元で漁業を営む者を組合員とする漁業協同組合又は漁業協同組合連合会（以下「組合等」という。）が、様々な調整役を担っているところであり、新規参入者が当該漁場で養殖業を始めるに当たっても、組合等が個々の漁業者の意向をとりまとめ、代理人として新規参入者側と合意形成を図る機能を果たすことが多い。また参入後であっても、組合等は、当該漁場で養殖業が行われる際に、組合等の内外との調整を行う役割も果たしている。

このように、組合等が果たす役割の対価として、組合等が養殖業者から金銭を徴収することがあるが、それは合理的なものである必要がある。例えば、養殖業を営む場合には、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく漁業権が必要であるが、組合等が有する特定区画漁業権及び共同漁業権（以下「組合管理漁業権」という。）の管理に要する経費については、行使者たる組合員に対して行使料として負担を賦課することができる。他方、経営者に直接免許される真珠養殖業を内容とする区画漁業権については、組合員にその権利を行使させる特定区画漁業権ではないため、その漁業権の管理に要する経費を徴収することはできない。

しかしながら、水産庁が平成 27 年 11 月に真珠養殖業を内容とする区画漁業権の運用実態の調査を行ったところ、経営者に直接免許がなされている区画漁業について漁業協同組合が行使料という名目で負担金を徴収しているといった事例が見られた。

このため、「真珠養殖業を内容とする区画漁業権の運用について」（平成 28 年 3 月 25 日付け 27 水管第 2359 号水産庁長官通知）により、経営者に直接免許される組合管理漁業権ではない漁業権については、行使料すなわち漁業権管理のための負担金を徴収することはできない旨を関係する県知事に対して通知したところである。

また、組合等において他の漁業者との調整や漁場監視等を行っており、当該事業実施のための経費が必要になるところ、真珠養殖業者に対して応分の負担を求めている場合があるが、これらの役務に対する負担金等（以下「支払金」という。）について、不透明である、組合等が不当な支払金を徴収しており、真珠養殖業の安定的な経営や新規参入の障害になっているといった指摘がなされている。

支払金について合理的であると言えるか否かについては、個々の状況毎に事情を踏まえて判断されるべきものではあるが、上記のような状況を踏まえ、どのような支払金が許容され、又は不適切であるのかの基本的な考え方とともに、典型的に不適切な事例を示したガイドラインを策定することとした。

2 支払金の考え方

(1) 支払金の徴収目的

公共水面を利用する漁業や養殖業においては、他の漁業等とトラブルが生じやすいものであることから、一般的に組合等の役職員が必要な調整を行って対処している。例えば、養殖施設の設置により漁場を占有するため、他の漁業活動が制約されることから、養殖の実施に当たり、こうした他の漁業者の意見等を組合等の役職員が調整する場合があります、それには一定の経費が発生する。こうした事業に要する経費に係る負担については、受益者が応分の負担をしなければ成り立たない場合もある。

また、漁場を持続的に利用するためには、地先水面における漁場の管理等を行う必要があり、組合等が漁場環境調査、漁場環境維持、漁場監視等の役務を行っている場合がある。具体的には、藻場造成、海岸清掃、赤潮調査、漁場巡回活動、灯浮標の設置、密漁防止の看板設置等を行う場合があります、それには一定の経費が発生する。こうした経費に係る負担についても、受益者が応分の負担をすることには合理性がある。

さらに、他の漁業活動に支障が出る際に、その影響の対価として養殖業者に支払金が発生する場合がある。

支払金の内容について、例えば以下のようなものは、適当ではない。

- ① 実施されていない役務に対する支払金を徴収すること。
 - ・ 実際には漁場監視を行っていないにもかかわらず、漁場監視料を徴収すること。
 - ・ 組合等が生産物の流通に関与していないにもかかわらず、販売手数料の名目で支払金を求めること。
- ② 支払金の名目と実際の使途が異なること。
 - ・ 組合管理漁業権ではないにもかかわらず、行使料の支払いを求めること。
 - ・ 漁場貸付料、場所代又は迷惑料といった名目であり、実際の使途と対応していないこと。
- ③ 支払金の内容が合理的でないこと。
 - ・ 特に合理的な理由がなく、組合員と比べて不当に高い支払金を徴収すること。
 - ・ 支払金の金額が、社会通念上合理性が認められないほど高額であること。例えば、養殖業者がその漁場で行う事業により得られる利益の範囲を超えた支払金を要請すること。

(2) 支払金の算定

支払金の算定に当たっては、組合等は、支払金の使途等に係る経費を踏まえつつ、人件費、旅費、消耗品費、漁場監視に係る船舶等の維持・管理費等、役務に係る合

理的な原価を把握した上で支払金額を提示し、合理的な支払金額を設定することが適当である。なお、必ずしもコストが明らかにならない場合であっても、合理的な費用の算出を行い、不相当に高額にならないようにする必要がある。

また、例えば、当事者間で合理性や妥当性を確認できる算定式や積算に基づき金額を明示した上で契約を行うなど、透明性を確保する必要がある。

(3) 支払金に係る契約

組合等が支払金を求める場合には、組合等と養殖業者の双方が協議して支払金の金額等を書面化し、保存しておくとともに、書面に定めのない事情が生じた場合には、双方が誠意を持って解決に向けた十分な協議を行う必要がある。

契約内容の設定に当たり、例えば以下のような行為を行うことは、適当でない。

- ・ 事前に負担額、算出根拠、目的等を示さずに支払金を要請すること。
- ・ 支払金の金額等を書面により適切に保存しないこと。
- ・ 書面に定めのない事情が生じた場合に、一方的に対応を決めること。
- ・ 支払金の使途について、問い合わせても回答しないこと。

なお、組合等による（1）又は上記の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）において禁止されている不公正な取引方法として問題となるかどうかは、個別具体的に判断される。例えば、優越的地位の濫用として問題となるかどうかは、組合等が取引上優越した地位にあるか否か、取引上優越した地位にある組合等が当該地位を利用して正常な商習慣に照らして不当に不利益を与えているか否かを踏まえて個別具体的に判断される（詳細については、添付の「優先的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（平成22年11月30日公正取引委員会）を参照。）。

3 支払金に係る透明性の確保等

(1) 支払金の使途に係る情報共有

組合等は、必要な帳票類を作成してこれを保管するとともに、相互理解の促進のため支払金の具体的な使途等について明記した報告書を事務所に備え置き、支払金を支払った全ての養殖業者が閲覧し、謄写を請求できるようにするなど、当事者間における情報共有を図る必要がある。

(2) 支払金の適正化に向けた情報提供等

地方公共団体は、専門的知識を有する者や経験豊かで地元の実情に精通する者等の協力を得て、養殖業への新規参入に係る相談体制の充実を図るよう努めることが望ましい。

また、組合等においては、関係機関及び関係団体との連携を密にし、漁業者に対

する積極的な情報・資料の提供を行うなど、確実に支払金の適正化を図るための取組を実施する必要がある。

4 新規参入者が留意すべき事項

新規参入側にあっては、地域の漁業と協調する取組により、漁村振興や漁業振興の発想も円滑な参入に必要であるとともに、組合等が漁場や資源を守ろうと開発行為や地元外からの漁業への参入に慎重になることはあり得る。特に、新規参入後、企業が倒産するなどして撤退する際、いかだ等の養殖施設をそのまま漁場に残すという事例も過去にはあった。このため、新規参入側にあっては、撤退時の考え方等について組合等から求められた際に、丁寧な説明を行い、事業に係る理解を得ることが求められる。他方、組合等にあっては、新規参入者が今後の養殖業継続への影響を懸念させず、円滑な新規参入が行われるよう、十分な意思疎通が求められる。

組合等や地元の漁業者と真珠養殖業者の双方にあっては、組合員かどうかや支払金の有無にかかわらず、同じ地元の漁場を管理・活用する者として、お互いの漁場利用形態の理解に努め、必要な協議の場を設定するなど、地域の実情に応じた漁業や養殖業が円滑に行われるよう留意する必要がある。

5 相談窓口の設置

適正な支払金の取扱いを確保するため、支払金に係る情報の提供や相談対応等を行う窓口を水産庁に以下のとおり、相談窓口を設置する。

本ガイドラインに関する御相談、お問合せは、以下の連絡先をお願いします。

水産庁漁政部企画課	T E L : 03-6744-2343
水産経営課	T E L : 03-3502-8416
資源管理部漁業調整課	T E L : 03-3502-8476

(留意事項)

- ・ 相談受付時間は 平日 10 時～12 時、13 時～17 時です。
- ・ 御相談の内容によっては、お住まいの都道府県の担当部局におかけ直しいただくことがありますので、予め御了承ください。また、お話を伺った上で、必要に応じ、関係者への連絡等を行わせていただくことがあります。
- ・ お問合せの内容及び個人情報については、水産庁において責任をもって管理し、お問合せにより不利益を被らないよう配慮いたします。

以上